



声のラン

声①

会食などで清水町周辺の繁華街を歩くことがありますが、客引き行為が目立ちます。

地方から来る知人も「品がなく見た目も悪い」といいます。

札幌では規制していると聞きます。繁華街での客引きを止めさせてください。

答①

繁華街での客引きなどの声かけ行為は、声かけのときに通行人の進路に立ちふさがったり、その周辺に群がったり立ち退こうとしなかったりするときや、道路上で行っているときは法律に違反することがあります。

しかし、客引き行為そのものへの規制は、声かけの方法や場所など、それぞれの状況によって法律に違反しているかどうか判断が分かれず。また、声かけ行為そのものを規制することは善良な営業活動や宣伝活動、市民活動についても規制しかねません。

このため、スナックや居酒屋などの声かけ行為について市が独自に条例などにより規制することは難しい状況にあります。

しかし、市民の皆さんや旅行者が安心して歩くことができる環境づくりは必要です。で、今後、関係機関、団体と協議を行います。

なお、しつこくつきまどつ

繁華街での客引き行為を止めさせて！

たり、前に立ちふさがったりするような「不当な客引き行為」は北海道の条例で禁止されていますので、悪質な行為があったときは、警察に連絡してください。

なお、札幌市では繁華街での客引きなどの「声かけ行為の禁止」について、独自に条例により規制しています。

規制の対象は、「性風俗店で働くことを誘ったり客引きをしたりする勧誘行為」などに限られており、スナックなどの単なる接待を伴う飲食店の営業による客引きは、規制の対象となっておりません。

市民生活課市民生活係
☎(24)0183

《40歳代男性》



【ワンポイントメモ】

北海道は「迷惑防止条例」を制定し、「不当な客引き行為」を禁止しています。「不当な客引き行為」とは、腕や衣服をつかまえたり、前に立ちふさがったり、断っているのにしつこくつきまどつたり、迷惑を感じるような言葉を使って強引に客引きをすることです。

案内

「声のラン」では、おもに「市長への手紙・ポスト」や「広報広聴モニター」の声と、その答えをご紹介します。そのほか皆さんからの一般的な質問などもご紹介しますので、普段から疑問に思っていることなどを、お手紙などでお寄せください。ただし、ほかの市民にも参考になる内容を採用させていただくため、個人的なことなどすべてを掲載することはできません。また、質問の内容を確認する必要上、お手紙には必ず連絡先と名前をご記入ください。【〒066-8636 / 千歳市東雲町2丁目34 / 千歳市企画部広報広聴課 宛】